

看 護 課

1. 看護職員の確保及び資質向上対策について

(1) 制度改正について

平成18年の医療制度改革に向け、患者の視点に立ち、医療安全の確保及び看護の質の向上の観点から重要と考えられる事項について検討するため、昨年4月、「医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会」が設置された。

検討結果については、社会保障審議会医療部会に報告され、以下の事項について制度的措置をとることとされた。

各都道府県におかれては、制度改正の趣旨を御理解いただき、改正後の新制度が円滑に実施されるよう、格段の御協力をお願いしたい。

① 看護師資格を持たない保健師及び助産師の看護業務への対応

保健師及び助産師は、現行制度上、看護業務を行うことが可能とされているが、看護師資格を持たない保健師及び助産師については、看護教育は修了しているものの、看護業務の実施に求められる知識及び技能についての公な確認がないまま、看護業務が実施できることが問題との指摘がなされている。

今後、看護師資格を持たない保健師及び助産師が現状以上に看護業務に従事する可能性も否定できないことから、新たな保健師及び助産師の免許付与について、看護師国家試験合格を条件とする。

(保健師助産師看護師法の改正、平成19年4月1日施行予定。)

② 看護職員の名称独占

現行制度上、保健師についてのみ保健指導業務実施の際に限り名称独占とされているが、医療の質・安全の確保、他の医療関係職種との整合性の確保、患者に対する正しい情報提供の確保等の観点から、看護職員全体(保健師、助産師、看護師、准看護師)について、業務実施の際に限らない名称独占規定を新たに設けることとする。

(保健師助産師看護師法の改正、平成19年4月1日施行予定。)

③ 行政処分を受けた看護職員に対する再教育

国民の医療への安心・信頼を確保する観点から、行政処分を受けた看護職員について、基本的には医師等と同様、再教育の義務化や行政処分の類型の見直し(処分類型「戒告」の新設)等を行う。な

お、再教育の具体的な内容については、今後検討を行っていく予定。
(保健師助産師看護師法の改正、平成20年4月1日施行予定。)

④助産所における産科の嘱託医師及び連携医療機関の確保

嘱託医師について、助産所助産師と連携して健やかなお産に導く役割が期待されていることから、産科の医師とする。その上で、嘱託医師では十分に対応できない場合の後方支援として、連携医療機関を確保する。(医療法の改正及び運用による対応、平成19年4月1日施行予定。)

⑤看護記録

特定機能病院及び地域医療支援病院以外の病院についても、その備えるべき診療の諸記録に看護記録を追加する。(医療法施行規則の改正、平成19年4月1日施行予定。)

(2)平成18年度看護職員確保対策予算(案)について

看護職員の養成・確保を図るため、平成18年度予算(案)においては、資質の向上、離職の防止・再就業の支援、養成力の確保を行うなど、84億5千1百万円を計上している。

特に、臨床実践能力の向上に重点を置き、新人看護職員研修の推進のための経費、専門分野(がん、糖尿病)における質の高い看護師の養成のための経費、産科診療所への助産師の就業促進を図るための助産師確保総合対策事業などの予算を計上している他、看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業の創設などの予算を計上しているところである。

看護職員確保の観点から各都道府県の創意工夫の下、事業実施に必要な予算の確保方についてよろしくお取り計らい願いたい。

三位一体の改革における対応については、国庫補助としての必要性について精査、検討した結果、看護師等養成所運営費の公的分(日赤、済生会、厚生連、北社協)、病院内保育所運営費の公的分について税源移譲の対象とし縮減を図ったところである。この他、看護師等養成所初度設備整備・看護師等養成所教育環境改善設備整備の公立分、看護師等養成所施設整備・看護師宿舍施設整備・看護師勤務環境改善施設整備の公立・公的分についても税源移譲の対象とし縮減を図ったところである。

ア. 資質の向上

(ア) 新人看護職員研修推進事業

卒後の新人看護職員については、看護基礎教育において指定規則に基づき所定の時間以上（看護師の場合1,035時間以上）の臨床実習を行っているところであるが、医療機関に就職した時点においては、十分な臨床実践能力を有している状況にはなく、各医療機関で一定の研修を行うことが必要となっている。

また、各医療機関において、何らかの新人研修を実施しているが、各医療機関個々で研修担当者、研修内容及び研修期間等において差があり、必ずしも統一した一定レベルの教育は行われていない実態となっている。

このため、新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会において取りまとめられた「新人看護職員研修到達目標及び研修指導指針等」を活用して、平成16年度から各医療機関の研修教育責任者、研修教育担当者に対し講習会を実施し、各医療機関にフィードバックすることにより、全国統一された新人看護職員研修の充実を進め、もって臨床技能の向上を図ることとしている。さらに、平成18年度には、研修教育責任者及び研修教育担当者を対象とした実務研修事業を新たに予算化したところである。

また、平成17年度に創設した新人助産師を対象とした医療安全推進モデル研修事業についても実施か所数の増及び指導者を対象とした実務研修事業を追加するなどその事業の拡充を図ったところである。

実務研修事業については、研修体制が充実し新人看護職員に対して十分な研修が可能と考えられる医療機関に直接委託し実施する予定であるので、管下医療機関に対して実施事業の周知を図るとともに関係都道府県におかれては、積極的な支援をお願いしたい。

(イ) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師の育成事業

がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアの充実のため、従来から資質向上推進事業として主に講義中心の研修事業を実施してきたところであるが、今般、臨床技能を高めることに重点をおいた研修方法として臨床実務研修を実施することにより、臨床実践能力の高い看護師の育成を図る事業を創設したところである。

各都道府県におかれては、専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師の育成のため、当事業の積極的な実施をお願いしたい。

(ウ) 医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護の充実の検討

平成17年度において予算措置されたものであるが、訪問看護推進事業の充実とあわせて、在宅療養者の多様なニーズに対応できる医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護の充実強化のあり方（多機能サービス）について、引き続き検討を行うものである。

各都道府県におかれては、訪問看護の推進のため、当事業の積極的な実施をお願いしたい。

イ. 離職の防止・再就業の支援

(ア) 助産師確保総合対策事業

周産期領域における医療安全の確保に向けた体制整備は重要な課題であり、特に助産師は助産業務を通じて妊産褥婦及び新生児に直接ケアを提供することが多いことから、安心、安全な出産のために重要な役割を担っている。

助産業務は、医師又は助産師しか行うことのできない業務であるが、出生の施設別出生割合に比して診療所における助産師の配置が少なく、医師のみの対応だけでは困難な場合があることから、助産師の確保に向けての体制整備が喫緊の課題となっている。

このため、助産師の産科診療所への就業を促すための啓発普及事業を実施するとともに、潜在助産師等を対象に産科の専門的病院で最新の助産に関する知識や技術等に係る臨床実務研修等を行い、臨床実践能力の高い助産師を育成し、産科診療所への助産師の就業の促進を図るものである。

各都道府県におかれては、助産師の就業促進のため、当事業の積極的な実施をお願いしたい。

(イ) 看護職員確保のためのモデル事業

(看護師の確保が困難な地域・医療機関の看護師確保モデル事業)

在院日数の短縮、医療の効率化などから看護職員の業務密度、業務負担が高まっており、第六次需給見通しにおいて、需要見通しと供給見通しとの差が見通し期間を通じて前回の需給見通しよりも大きい結果が出たことは、一定程度現場の不足感が現れたものと考え

られる。

他方、労働市場が流動化していることもあり、約55万人いるとされている、いわゆる潜在看護職員の就業促進を図ることは有効かつ効果的である。第六次需給見通しについても、再就業者数の算定において、ほとんどの都道府県で政策的な効果を加味していなかったことから、今後、再就業への啓発普及や研修の充実等ナースバンク事業を強化する必要がある。

このため、当事業における実施事業としては、都道府県ナースセンターが実施している看護力再開発講習会等と連携を図り、教育研修が充実している病院で潜在看護師等に対して臨床実務研修を行うことや、病院から看護職員の確保が困難な医療機関に、指導看護師と研修看護師を派遣し、臨床実務研修を実施することにより就業の促進を図るものである。

また、特定の地域、特定の医療機関において看護職員の確保が非常に難しいと指摘があったことから、当事業を通じて看護師確保が困難な地域・医療機関にいる潜在看護職員の確保を図るものである。

各都道府県におかれては、需給見通しの達成等に向け当事業の積極的な実施をお願いしたい。

(ウ) 中央ナースセンター事業

ナースセンターについては、全国の看護職員の求人・求職情報を一括管理し、利用者の利便性の向上を図っているところである。

また、平成18年度には新たに「潜在看護職員の就業に関する意向調査経費」を確保し、潜在看護職員の再就業に向けた取り組みの充実・強化を図ることとしたところである。

なお、都道府県ナースセンター事業については、平成10年度より一般財源化されているところであるが、再就業の支援、看護職員確保困難地域及び困難施設における相談・職業紹介など看護職員確保に果たす役割の重要性に鑑み、各都道府県の看護職員需給見通しに定める需要数に必要な看護職員の確保に向けて、中央ナースセンターとの連携強化を含め必要となる事業の実施とその予算確保について引き続きご尽力をお願いする。

ウ. 養成力の確保

(ア) 看護師等養成所運営事業

看護師学校養成所2年課程（通信制）については、平成16年度から開始し、平成16年度は3校（1学年定員650名）、平成17年度には、8校（1学年定員1,800名）が、平成18年度には5校の開校が予定されているところである（あわせて1学年定員3,610名）。

当該通信制では働きながら学習ができるよう臨地実習として、紙上事例演習、面接授業、病院見学実習の方式を取り入れたが、当然のことながら通常の2年課程と同様の教育理念、教育水準が求められる。准看護師として就業されている看護職員の方からは強い期待が寄せられているので、各都道府県におかれては引き続き、関係者に通信制の設置を広く呼びかけられるとともに、設置予定者に対して、適切な指導、支援をされるようお願いしたい。

エ. 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）

三位一体改革の趣旨を踏まえ地方公共団体の自主性・裁量性をさらに発揮できるよう、平成18年度予算において、統合補助金化、交付金化を図ったところである。

看護課の事業としては、

【医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）】

- ① 訪問看護推進事業
- ② 看護職員資質向上推進事業
 - ・看護教員養成等講習会、実習指導者講習会
 - ・看護職員専門分野研修事業、中堅看護職員研修事業
- ③ 看護職員確保対策特別事業
- ④ 病院内保育所運営事業
- ⑤ 設備整備関係
 - 看護師等養成所初度設備整備（民間分）
 - 看護師等養成所教育環境改善設備整備（民間分）

【医療提供体制施設整備交付金】

看護課の事業としては、

- ① 看護師等養成所施設整備（民間分）
- ② 看護師宿舍施設整備（民間分）
- ③ 看護師勤務環境改善施設整備（民間分）

2. 看護職員需給見通しについて

現在、平成12年に策定された第五次需給見通しを上回る看護職員が就業しているが、少子化に伴い18歳人口が減少する一方で、医療安全の確保、適正な在宅医療の提供など患者本位の質の高いサービスを実現するためには、看護職員を質・量ともに確保する必要がある。このため、平成16年6月「第六次看護職員需給見通しに関する検討会」を設置して、平成18年以降5ヵ年にわたる需給見通しを策定することとし、平成17年12月26日とりまとめられたところである。

需要見通しとしては、平成18年の約131万4千人から平成22年には約140万6千人に、供給見通しとしては、平成18年の約127万2千人から平成22年には約139万1千人に達するものと見込んでいる。

なお、今回の需給見通しにおいては、短期労働者（パート・アルバイト等）について常勤職員数に換算したことから、平成18年の供給数は平成16年末の就業者数を下回っている。

また、今回より新たに助産師についても需給見通しを取りまとめ、需要見通しを平成18年の約2万8千人から平成22年には約3万人に、供給見通しを平成18年の約2万6千人から平成22年には約2万9千人に達するものと見込んでいる。

今回の需給見通しについては、医療技術の進歩、患者の高齢化・重症化、在院日数の短縮などから、看護職員の業務密度、負担が高まっているとの指摘から、現場における不足感を反映しているものと考えられる。

なお、需要については、医療機関等に対する実態調査を実施し、医療機関等が必要としている需要数を把握して算定する一方で、供給については、現状及び今後の動向を踏まえて把握するが、その際、都道府県において一定の政策効果も加味することとしたが、実際には、政策的効果を加味する都道府県が少なかったことも考慮する必要がある。

今後の確保対策としては、看護師学校養成所における学生の確保をするとともに、新人看護職員の離職が多いことから、基礎教育の充実及び新人看護職員研修のあり方について検討する必要がある。また、いわゆる潜在看護職員の就業促進を図るため、啓発普及や研

修の充実等ナースバンク事業を強化する必要がある。さらに、効率的な人材の配置、活用を進めるとともに、これまで以上に他職種との連携、協同できる体制を整備する必要がある。

安全、安心の医療提供体制を構築するためには、看護職員の果たす役割は大きい。今回の需給見通しを踏まえ、都道府県においては、看護職員確保対策を一層進める必要があるが、その際、今回実施した実態調査を通じて把握した看護職員の業務や勤務条件の実態を分析、活用して現場の実情に即したものとすることが求められる。

3. 看護研修研究センターの看護教員養成等について

看護研修研究センターは、看護教員養成及び看護教育に関する調査・研究を行う機関として昭和52年に設立され、看護教員養成課程並びに幹部看護教員養成課程を設置している。看護師等学校養成所の教員養成研修機関として中心的役割を果たすとともに、看護教育に関する研究活動を行っている。

平成17年度までの研修修了者は、累計3,534名が見込まれる。
平成18年度における各課程ごとの定員は、次のとおりである。

看護教員養成課程	120名
うち	
保健師養成所教員専攻	0名 ※18年度募集なし
助産師養成所教員専攻	15名程度
看護師養成所教員専攻	105名程度
幹部看護教員養成課程	40名
合 計	160名

また、看護基礎教育における安全教育推進のための看護師等養成所教員に対する医療事故防止教育研修並びに看護教員の資質の向上を図るための看護教員再教育講習会についても、引き続き開催する予定としているので、よろしく願いたい。

このほか、看護教員養成講習会等担当者会議も例年どおり開催する予定である。

これら講習会等の実施時期等の詳細については、追って連絡する予定であるので、ご了承ください。